

シュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の四半期財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができるとされている。

連結財務諸表においても同様である。規則上に記載されている「重要性」については具体的な指標は提示されておらず、投資者その他の四半期財務諸表の利用者の理解に資する十分な情報を開示するという「開示目的」に照らして注記することとなる。また、収益の分解情報の注記を第1四半期報告書から開示するためには、どのような視点で収益を分解し集計するかを早期に決定しておく必要がある。

早期適用企業の開示例については、前頁開示例4を参照いただきたい。また、四半期会計基準28―15項には、次のとおり記載されている。

2020年改正会計基準の適用初年度においては、収益の分解情報に関する事項(第19項(7―2)および

び25項(5―3)参照)の前年度の対応する期首からの累計期間に関する開示を要しない。

つまり、収益の分解情報については、適用初年度の比較情報に関して記載は不要である。開示例1を参照いただきたい。

(2) 年度末における収益認識に関する注記

収益認識基準の注記事項は、IFRS 15号の注記項目を再分類して並び替えてはいるものの、基本的には

同じ内容となっている。期末で収益認識に関する注記で注記すべき事項については、会計基準の80―2項から80―27項に記載されているが、非常に膨大であること、記載内容が抽象的で難解であることから、何をどれ程の分量で記載すればよいかについてイメージしておくことが重要である。

早期適用企業が2021年6月に提出するであろう2021年3月期有価証券報告書の収益認識関係の注記例は参考にできるものと思われる。その他、日本でIFRSを任意

適用している企業はIFRS 15号に基づいた注記を実施しているため、これらは収益認識基準で求められる注記を検討する際に参考にできるものと考えられる。本誌2020年5月10日・20日号(No.1578)掲載の「IFRS任意適用企業の注記例を参考に 改正収益認識基準の注記に関する実務ポイント」では、IFRS任意適用企業の注記例を紹介しつつ、注記で記載すべき事項を解説しているため参照いただきたい。

第三章 仲介取引、直送取引を設例でチェック 本人・代理人の区分判定の流れと留意点

【この章のエッセンス】

●顧客への財またはサービスの提供に他の当事者が関与している場合は、企業が本人に該当するか、または代理人に該当するかを判定する必要がある。

●本人か代理人かを判定するためには、まずは顧客に提供する財またはサービスを識別することが重要である。そのうえで、財またはサービスを顧客に提供する前に、企業が当該財またはサービスを支配しているかどうかを判定する。

●支配の有無を判定するための3つの指標は、支配の評価を補完するものであり、真つ先に考慮するものではない。また、この指標による評価は、支配の評価を覆すものではなく、単独で行うものでもない。